

令和7年（2025年）12月1日
総務委員会資料
総務部総務課

（第106号議案）

議会の議決すべき事件等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<u>議会の議決すべき事件に関する条例</u> 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のとおり定める。 (1) (略)	<u>議会の議決すべき事件等に関する条例</u> <u>（議決事件）</u> <u>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のとおり定める。</u> (1) (略) <u>(2) 区が株式会社まちづくり中野21の株主総会において、次に掲げる事項につき議決権を行使すること。</u> <u>ア 定款の変更</u> <u>イ 会社の合併</u> <u>ウ 会社の解散</u> (3) (略) <u>（経営状況を説明する書類の作成及び提出）</u> <u>第2条 区長は、毎年度、株式会社まちづくり中野21の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならない。</u>
附 則 (略)	附 則 (略)
<u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、会社法（平成17年法律第86号）第471条第3号に掲げる事由による株式会社まちづくり中野21の解散の日の翌日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 区長は、令和7年4月1日から前項の	

解散の日までの期間に係る株式会社まちづくり中野21の経営状況を説明する書類（改正前の第2条の規定により議会に提出されているものを除く。）、会社法第494条第1項に規定する各清算事務年度に係る同社の貸借対照表及び事務報告を説明する書類並びに同法第507条第1項に規定する同社の決算報告を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならない。